



国民健康保険

加入・脱退の手続きを忘れずに

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険(国保)への加入の届け出が必要です。これは、本人の意思にかかわらず、医療機関にかからなくても加入しなくてはならない制度(国民皆保険)だからです。

保険税は、加入義務の生じた月から課税されます。届け出が遅れると、過去の分から一度にまとめて納めることになります。

また、加入と同様に、脱退の手続きも忘れないようにしましょう。就職などでほかの健康保険に加入し、資格がなくなったにもかかわらず、国保の保険証を使って診察を受けると、後日そ



の医療費を返還しなければなりません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

こんなときは14日以内に届け出を

	事由	届け出に必要な物
国保に加入	ほかの市区町村から転入してきたとき	前年所得の分かる物、本人確認書類*1
	ほかの健康保険をやめたとき	ほかの健康保険をやめた証明書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	子どもが生まれたとき	届け出人(同世帯)の本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	外国人が加入するとき	在留カード、パスポート、マイナンバー確認書類*2
国保を脱退	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証
	ほかの健康保険に加入したとき	職場と国保の両方の保険証、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	国保被保険者が死亡したとき	保険証、葬祭を行ったことが分かる物(会葬礼状や葬儀の領収書など)、印鑑、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2、喪主の通帳
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
そのほか	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証
	世帯が分離、または合併したとき	保険証
	保険証をなくした、または汚れて使えなくなったとき	本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2

*1 官公署が交付した、本人であることを確認できる写真付きの証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

*2 マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書など



国民年金

4月から保険料が変わります

国民年金の保険料が4月から1万6,340円に変わります。

4月に納付書を日本年金機構から郵送します。現金払いでの前納を希望する人は、5月1日(火)までに最寄りの金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。

4月中旬を過ぎても納付書が届かない場合は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が免除される「学生納付特例制度」があります。

承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期

間に算入されますが、年金額には反映されません。受け取る年金額を補うため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」もあります。

日本年金機構から申請書(はがき)が届いた人は、学校などの変更がない場合は、必要事項を書いて返送してください。

そのほかの人は、年金手帳(持っている人)、学生証の写し(有効期限が裏面に記載されている場合は、裏面の写しも)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で手続きしてください。

特例制度を利用するための申請は、毎年必要ですので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。



暮らしの安全知っ得情報

子どもを犯罪から守るために

全国で、小中学生を狙った連れ去り、性犯罪などが発生し、子どもの安全に対する不安の声が多く聞かれます。被害が最も



多く発生する時間帯は、午後2時～6時の下校時間です。主な発生場所は路上、公園内、団地やマンションの敷地内などです。

市内でも、不審者に声を掛けられた、追い掛けられた、後を付け回されたなどの被害が毎年報告されています。

子どもたちを犯罪から守るため、集団で登下校させ、防犯ブザーを持たせるようにしましょう。一人で歩かなければならない道や人通りの少ない場所では、特に注意が必要です。いざというときに逃げ込める場所を確認しておくことも大切です。

また、子どもに次のことを伝えてください。

○「〇〇を買ってあげるから車に乗って」「〇〇はどこにあるの。案内して」「お母さんに頼まれたから一緒に行こう」などの誘い言葉に対しては、「欲しくない」「分かりません」などと断り、その場から逃げる

○追い掛けてくる場合や脅迫めいた誘いには、「助けて」などと大声を出して助けを求める

ほかにも、子どもが放課後に遊びなどで外出する場合は、誰とどこで遊ぶのか、何時に帰るのかを必ず確認しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



消費生活相談Q&A

クレジットカードを作る際の注意

Q 4月から新入社員として、新しい生活をスタートするに当たり、クレジットカードを作りたいと思います。クレジットカードを作るときや使うときの注意点を教えてください。

A 商品の購入やサービス提供などに対する代金の後払いができるクレジットカードですが、便利な反面、カード会社に借金するのと同じことです。後で困ることがないように、次の点に注意して計画的に利用しましょう。

クレジットカードの支払い方法に注意しましょう

カードの支払い方法には、翌一括払い、ボーナス一括払い、分割払い、リボルビング払い(リボ払い)があります。分割払いやリボ払いには手数料がかかります。特にリボ払いは、月々の支払いを一定額に抑えられますが、支払期間が長期化します。その分手数料がかかるので、結果として残高が増えてしまい、支払いが困難になる場合があります。計画的に利用しなければ、いつ払い終わるか、どの代金をどれだけ支払ったのかさえ分からなくなる、複雑な仕組みの支払い方法です。

カードの申し込み時に注意しましょう

リボ払い専用カードと知らずに契約し、利用後に請求書を見て初めて気付いた、利用するたびに指定しなければリボ払いになっていたといった相談もあります。カードを申し込むときは、

支払い方法をしっかり確認しましょう。

カードの管理に注意しましょう

カードや暗証番号はきちんと管理し、紛失や盗難に注意しましょう。他人にカードを貸したりカード番号や暗証番号を教えたりしてはいけません。また、インターネットショッピング利用後は、パスワードやカード番号などの情報をサイト上に残さず、必ずログアウトしましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

